

令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務

2 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業実施の趣旨

テレワークに積極的かつ地方創生に関心が高い首都圏企業等と県内で担い手不足等様々な課題に直面している地域や事業所との接点をつくるため、地域交流型ワーケーション（短期滞在）及びテレワークを伴うお試し移住（長期滞在）を実施し、継続的關係性を構築する中で新たな人の流れを呼び込み、転職なき移住等を見据えた関係人口のモデルケースを創出することを目的とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の概要

- (1) 首都圏企業訪問等による営業活動
- (2) 県内での滞在先の確保
- (3) 企業と交流プログラムのマッチング
- (4) フォローアップ体制の確保
- (5) Web サイト等の情報発信
- (6) オンラインセミナーの開催
- (7) その他必要な業務

6 委託業務の内容

(1) 首都圏企業訪問等による営業活動

テレワークに積極的かつ地方創生に関心の高い首都圏企業等（以下、「首都圏企業」という。）に対して、社員等が本県に滞在してテレワークを行う傍ら、地域交流する姿を甲及び乙がモデルケースとして広く発信することについて同意を得た首都圏企業（以下、「体験企業」という。）を確保すること。

乙は、体験企業を獲得するための営業活動（体験企業の見込み、営業訪問企業数、スケジュール、営業方法等）を具体的に提案し、甲と協議の上、訪問企業等を調整すること。

(2) 県内での滞在先の確保

体験企業に所属し、本県に滞在することを希望する社員等（以下、「滞在者」という。）が宿泊する滞在先及び移動手段について調整すること。

- ① 滞在者1人あたりの連続泊数が概ね1泊未満（ワーケーション等による短期滞在）の

場合は、テレワークが可能な県内のビジネスホテル、ゲストハウス、民泊等に宿泊した上で、宿泊費は、乙が宿泊先に直接支払うこと。ただし、当該宿泊費に飲食代は含まないこととする。なお、体験企業との宿泊施設の調整においては、より地域交流が促進されるよう、ゲストハウスや民泊施設等、地域住民が直接経営する施設を優先して案内すること。

※短期滞在する滞在者の総合計泊数は800泊程度とする。

※目標体験企業数（短期滞在）は15社程度とする。

- ② 滞在者1人あたりの連続泊数が概ね14日以上（テレワークを伴うお試し移住等の長期滞在）の場合は、テレワークが可能な一般住宅（以下、「テレワーク住宅」という。）を確保すること。

※目標体験企業数（長期滞在）は5社程度とする。

※テレワーク住宅は、延べ30カ月以上（20泊以上で1カ月と換算）の稼働を目標とすること。（同時期かつ同一物件に複数人の滞在があった場合は、泊数に人数を乗じて稼働月数に加える。）

※テレワーク住宅は、県内の賃貸物件等を想定し、改修等は行わないことを前提に、生活に必要な什器（日常生活で利用する家具家電、道具類）はリース等で準備し、テレワークに必要な通信環境を整えること。

※滞在者がテレワーク住宅に宿泊する場合、食費は全額、水道光熱費は滞在者に一定の負担を求めること。

（3）企業と交流プログラムマッチング

滞在者が地域交流を行う場所及び地域交流の内容について、地域交流の活動内容を提供する団体等（以下、「受入団体等」という。）と調整したプログラム（以下、「交流プログラム」という。）を構築し、体験企業のニーズに配慮した上でマッチングを行う。

- ① 交流プログラムの実施にあたっては、事前のオンラインミーティングや現地確認等を必要に応じて行った上で受入団体等との十分な調整を行い、体験企業または滞在者に金銭負担が生じる場合は、事前に金額の目安を提示し理解を得ること。
- ② 交流プログラムの実施にあたっては、甲が事前にプレスリリース等の情報発信を行う場合がある旨を体験企業に説明の上、事前に了承を得ること。
- ③ 交流プログラムの実施にあたっては、情報発信のために公開することを前提に画像及び動画等で記録することについて、体験企業及び滞在者に予め同意を得ること。
- ④ 滞在者が取り組む交流プログラムの内容は、次の例を参考に、交流プログラム一覧を作成し、6-（1）に記載する営業活動の際に、首都圏企業に対して提示すること。

【交流プログラムの内容例】

・地域のキーパーソンとの意見交換

地域側からの一方的な取組説明に終始することなく、体験企業側からも都市部のニーズの提示や課題解決策等の提案が示されるように、双方向のコミュニケーションがあることを必須とする。

・体験を伴う地域交流

農業体験、伝統工芸のワークショップ、地域の清掃活動等を行い、生産者、職人、地域住民等との交流を図る。

※体験に伴って材料費等の費用負担が発生する場合は滞在者の自己負担とすること。

・復興スタディを伴う地域交流

県内の復興関連施設等を視察し、復興に携わる実務者との交流を図る。

(4) フォローアップ体制の確保

滞在者が本県に宿泊する間、円滑にテレワーク及び交流プログラムを実施するために必要なフォローアップを行うこと。

- ① 滞在者に対しては、滞在中の相談窓口（電話、メール等）を設置すること。
- ② 滞在者へのアンケート調査等により効果検証を行い、必要に応じて、体験企業に効果検証した内容をフィードバックすること。
- ③ 体験企業と受入団体等の継続的關係性の構築を意識した上で、交流プログラム終了後の連絡体制を確保すること。

(5) Web サイト等の情報発信

本事業の成果として、滞在者がテレワークする姿、交流プログラムの様子を事例紹介すること。

(6) オンラインセミナーの開催

本事業の成果等を発信し、新たな体験企業及び受入団体の獲得に資するためのオンラインセミナーを開催すること。

- ① 開催回数：1回
- ② 開催方法：原則、有料アカウントを取得したZ o o mによるオンライン開催
- ③ 参加者数（目標）：50名程度
- ④ 内容：滞在者をゲストに招いた事例共有など

(7) その他必要な業務

- ① 必要に応じて、首都圏企業への営業活動や本事業の成果を発信するために必要な広報資材を作成すること。
- ② 事業実施スケジュールを円滑に遂行するために、進捗管理を適切に行うこと。
- ③ 市町村及び受入団体等との丁寧な連絡調整を図ること。

7 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事業着手前に書面で甲に報告し、甲との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。
- (3) 乙は、各業務において主たる責任者を定め、甲の担当者と緊密に連絡をとり、十分な打合せを行うこと。

8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における甲の職員の旅費及び甲が行う広報経費等甲が対応すべきものは除く。

9 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書（A4サイズ）を2部作成し、電子データ（PDF等）と

併せて提出すること。

- (2) その他、甲が必要と認める資料

10 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

- (2) 業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容の活動に変更、又は委託料の減額を行うものとする。

- (3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

11 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。